〈共済様式〉05 公益社団法人 全国子ども会連合会 御中 ≪記入例≫ (提出日)  $\exists$ 新規 市区町村等子連 受付日 年度く年間行事計画書> 令和 年度初め提出時 福山市子ども会育成協議会 市区町村等子連 単位子ども会 新規 0 単位子ども会番号 追加•変更 担当者 ページ数を記入 上旬(1~10日) **E**絡先電話番号 (該当に「〇」表示してくださ 中旬(11~20日) 下旬(21日~末日) のいずれかを記入。 全国子ども会安全共済会 画書を提出します。 空欄・未定は不可。 1. 活動·事業名 5 1 / 月 実施予定日 行事·活動名 参加予定人数 備考 前日準備など含む。 4 下旬 子ども会総会 50 〇〇体育 5 下旬 レクレーション ソフト・フットの区別ができ るよう明記してください。 0 7 下旬 ○○ソフトボール大会 10 中旬 ソフト六送会 〇〇交流館 40 名 ●年間行事は計画しているものを全て記入して下さい。記入されていない行事・活動、また事故が発生した 後の追加・変更は、共済金の請求はできませんのでご注意下さい! ●学区主催の行事 学区本部が年間行事を作成し提出してください。 単位子ども会は日常定例活動欄へ「○○学区本部の行事へ参加・随時」とご記入ください。 ●複数の単位子ども会が合同で行う行事 いずれかの単位子ども会が年間行事を作成し提出してください。 その他の単位子ども会は日常定例活動欄へ「〇〇子ども会の行事へ参加・随時」とご記入ください。 (各々の単位子ども会で提出も可) ●学区本部の加入者が学区内の子ども会行事へ参加する場合 学区本部は「学区内の行事へ参加・随時」とご記入ください。 ソフト練習 (練習試合を含む) 4月~3月の土日(長期休暇中は平日も練習)、場所は随時異なる 必ず記入してくだ 7月後半から8月末までの期間(10日ほど) ラジオ体操 さい! 県子連・市子連の行事へ参加 随時

年間行事の追加・変更が判明した段階で本様式に追加変更内容を記載して市区町村等子連経由して都道府県・指定都市子連に提出願います。

<個人情報の取り扱いについて>

本共済契約に関する個人情報は、公益社団法人全国子ども会連合会が共済引受の審査、本共済契約の履行のために利用いたします。 また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先、共済金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。 ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

令和5年1月 改訂

≪記入例≫

市区町村等子連	(提出日) · <b>追加·変更</b>					
受付日		令和 年度	をく年間	間行事計画書>	-	
		市区町村等子連	<b>?</b>	温山市子ども会育成協議会		
新規	新規提出後の<追加・変更> 【行事・活動名】に追加・変更がある場合のみ提出。 (実施予定日・会場・参加予定人数の変更は提出不要)					
追加・変更 ○	/_	<ul><li>(美施予定日・云場・参加・</li><li>担当者</li></ul>	が定人数( 	ル変更は提出个要)		

連絡先電話番号

全国子ども会安全共済会規程に基づき、年間行事計画書を提出します。

## 1. 活動·事業名

(該当に「〇」表示してください)

月	実施予定日	行事·活動名	会場	参加予定人数	備考		
5	中旬	レクレーション	〇〇交流館	50 名			
12	下旬	クリスマス会	〇〇交流館	30 名			
●年間行事予定に記入されていない行事・活動、また事故が発生した後の追加・変更は、共済金 の請求はできませんのでご注意下さい!							
	● <u>実施日の1週間前まで</u> に≪追加・変更≫を提出して下さい。						
<ul><li>●年間行事の中止の手続きは不要です。</li></ul>							
				名			
				名			
				名			

## 2. 日常定例活動(日常の練習等を含む)

お祭りの練習	9月~10月 週2回
清掃活動	随時

## 行事実施前に必ずKYT(危険予知トレーニング)を実施願います。

年間行事の追加・変更が判明した段階で本様式に追加変更内容を記載して市区町村等子連経由して都道府県・指定都市子 連に提出願います。

<個人情報の取り扱いについて>

へ同分情報の取り扱いに対してとか。 本共済契約に関する個人情報は、公益社団法人全国子ども会連合会が共済引受の審査、本共済契約の履行のために利用いたします。 また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先、共済金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。 ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

令和5年1月 改訂